

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 12 回 (資料)

2017. 7. 7. (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

3 号館 1104 室

片木淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

小生の講義も、余すところあと 2 回になりました。

講義最終日（7 月 21 日）24 時までに、「地域主権をめぐるテーマ」について、A4 で 5 枚以内のレポートを片木宛、メールで提出してください（第 1 回講義資料又は下記ホームページ参照。小生からの受取りメールを必ず確認のこと）。

<http://www.f.waseda.jp/katagi/bunkenronA.html>

次回までに

(討論資料)

ペリクレスの葬送演説 (BC.431 年、抜粋)

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 EU（ヨーロッパ連合）の深化と拡大



【出典：European Commission・HP「Audiovisual Services」。2016.7.4】

- | | |
|------------|--|
| 1946. 9. 1 | チャーチル、ヨーロッパ合衆国構想 |
| 1950. 5. 9 | シューマン外相、欧洲石炭鉄鋼共同体（E C S C）提唱 |
| 1967. 7. 1 | 欧洲共同体（E C） |
| 1992. 2. 7 | 欧洲連合条約（マーストリヒト条約） |
| 1993.11.1 | 欧洲連合(EU)発足 |
| 2002. 1. 1 | ユーロ紙幣・硬貨の流通開始 |
| 2004. 5. 1 | チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキア 10ヶ国が加盟（25ヶ国） |
| 2004.10.29 | 欧洲憲法制定条約調印（「EU大統領」・EU外相の創設、EU議会の強化等） |
| 2005. 5.29 | フランス国民投票、EU憲法案否決 |
| 2005. 6. 2 | オランダ国民投票、EU憲法案否決 |

2007. 1. 1 ブルガリアとルーマニアが EU に加盟（加盟国数 27）
 2007.12.13. リスボン条約調印（EU 基本権憲章の法的拘束力、外交政策の一本化等）
 2009.12. 1 リスボン条約の発効
 2013. 7. クロアチア加盟（加盟国数 28）
 2016. 6.23. イギリスで EU 離脱の国民投票可決

EU 加盟候補国一覧

	トルコ	2005 年 10 月 3 日、加盟交渉を開始
	アイスランド	2010 年 7 月 27 日、加盟交渉を開始
	モンテネグロ	2012 年 6 月 29 日、加盟交渉を開始
	マケドニア 旧ユーゴスラビア	2005 年 12 月、加盟候補国となる
	セルビア	2012 年 3 月、加盟候補国となる

（「駐日欧州連合代表部」ホームページ資料による。）

（参考）リヒアルト・クーデンホフ・カレルギー

Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi, 1894～1972、ウィーン大卒

1923 年 「汎ヨーロッパ構想」提唱、母は日本人・光子

1874 年、光子、東京麻布の骨董商青山家に生まれる。

1892 年、オーストリア・ハンガリー帝国の名門出の、駐日代理公使ハインリヒ・カレルギーと結婚（18 歳）。

1896 年、夫帰国、ロンスベルク城（現在はチェコ国内）に住む。その後、子供、7 人。

1906 年、夫ハインリヒ病死。広大な領地と資産の全財産の管理を託される。

（前坂 俊之「EU の生みの親・クーデンホーフ光子」（平成 17 年『歴史読本』）

「1. EU の生い立ち

1993 年 11 月 1 日のマーストリヒト条約発効によって、EU が誕生しました。

（1）ヨーロッパ統一思想の萌芽

欧洲統合の構想を提起した思想家には、サン・ピエール、カント等が挙げられますが、中でもクーデンホフ・カレルギー伯は 1923 年に「汎・ヨーロッパ」と題する書物において平和的世界統一の第一段階としてのヨーロッパ統一を呼びかけ、第一次大戦の傷跡の残るヨーロッパに一つの希望を投げかけました。」

（外務省ホームページ資料「要人来日日程（平成 8 年）」「EU とは」による。）

2 IULA の世界地方自治宣言

—1993年6月トロントにおけるIULA評議会により採択されたもの—

「

地方政府の世界的な組織である国際地方自治体連合（IULA）は、1993年6月13日～17日に開催した第31回世界大会において

1985年9月第27回世界大会で採択し、宣言された世界地方自治宣言を想起し、

1985年以後、世界の多くの地域で全体主義国家が崩壊し、そして、長い間抑圧された国々において、自由で民主的な社会へ向かう流れが強まるなど、国際社会における政治的、経済的な大きな変化が起きていることを認識し、

国連環境開発会議やアジェンダ21に引き継がれて明示された多くの世界的問題は、地方のレベルで扱わなければならないとの視点に立って、

国際組織が、地方自治体を社会、経済開発計画及び活動における有効なパートナーとみなす傾向が強まっていることから見て、

民主的な地方自治体の基本的な性質並びに世界中のあらゆる社会の住民に対して社会的、経済的及び政治的な公正さを保障するというその重要な役割を促進し、広めるための新たな運動をおこすことを決定し、

国家組織の不可欠な部分である地方自治体は、住民に最も身近な政府であり、それゆえ、居住条件に関する決定に住民を参加させることや開発促進における住民の知識能力を利用することの両面において、最良の立場にいるということを考慮し、

世界人権宣言第21条において承認された、人民の意志が統治の権力の基礎であるということを想起し、

1985年にヨーロッパ評議会において採択されたヨーロッパ地方自治憲章が、現在までに19のヨーロッパの政府により署名され、15のヨーロッパの政府により批准された事実及び中央・東ヨーロッパのいくつかの政府によって新しい地方政府の法律を準備する際の主要なガイドラインとして用いられている事実を歓迎し、

住民が帰属意識と責任感を感じることができる調和のとれた地域共同体の建設のために最良の条件を提供できるのは地域レベルであることを考慮し、

地方自治体を強化することは、より効果的で民主的な公の政策を保証することによって、国全体を強化することであることを強調し、

地方へ移譲された意思決定は中央の混雑を減少させ、政府の行動を改善し、速度を早めること、地方のイニシアティブを刺激すること、創造的で革新的なエネルギーを誘発し、新しい団体に活力を与えること、そして、いったん確立すれば、サービスと快適さが維持され、拡大される可能性が増加することを考慮し、

より効果的で民主的なプロセスの達成とそれによる人々の社会的経済的幸福の向上を望むすべての国にとって、規範となる世界地方自治宣言を、次のとおり宣言する。

第1条 地方自治の原則

地方自治の原則は、憲法又は政府組織に関する基本法において承認されなければならぬ。

第2条 地方自治の概念

1. 地方自治とは、地方自治体が自らの責任において、地域住民のために公共的な事項を管理・運営する権利及び職務をいう。
2. この権利は、定期的に行われる平等・普通選挙によって自由に選出された個人及び代表機関によって行使される。主要な行政官は、同様に選挙によって選出されるか、又は選出された機関の参加により指名される。

第3条 地方自治の範囲

1. 公共の責務は、市民に最も身近な地方政府の基礎的団体により行使されなければならない。この責務は、各国の慣行に従い、中間的又は地域的なレベルにおける地域団体が行使することができる。
2. 地方自治体は、他の官庁が独占する権限や地方自治体の権限から明白に除外されたものを除いたすべての事項について、自らの意思に基づき活動する一般的な権利を有する。
3. 地方自治体の基本的な責務及びこの権限を変更するための手続きは、憲法又は法令に規定されなければならない。
4. 地方自治体に賦与された権限は、通常、十分かつ独占的でなければならない。中央官庁又は広域官庁が、地方自治体と共に管する事項に介入する権限を憲法又は法規により与えられている場合、地方自治体はイニシアティブをとり、決定する権利を保持する。
5. 中央官庁又は広域官庁が地方自治体に権限を委任する場合においては、地域の状況に応じて法を施行する裁量が地方自治体に与えられなければならない。
6. 地方自治体は、地域に関する他の政府の意思決定に関し、合理的かつ効果的な方法で参加しなければならない。

第4条 既存の地方自治体の保護

1. 憲法又は法律が地方議会の停止若しくは解散又は地方の首長の停職若しくは失職を認める場合は、正当な法の手続きにより行われなければならない。これらの機能は、法律の定めるところにより可能な限り短期間で回復されなければならない。
2. 地方自治体の境界変更は、地域共同体又は関係する共同体の協議（法律により住民投票が認められる場合は、これを含む。）の後、法律に基づいてのみ行われる。

第5条 地方自治体の適正な行政機構

1. 地方自治体は、地域の需要に応ずるとともに効果的な運営を確保するため、その行政機構を自ら決定するものとする。
2. 地方自治体の職員の勤務条件及び研修の機会は、魅力ある専門職を可能とするもので

なければならない。中央官庁又は上位の行政機関は、地方自治体への専門職制度及び能力給制度の導入を助長促進しなければならない。

第6条 地方選出議員の勤務条件

1. 地方選出議員の勤務条件は、職務の自由な遂行を保障するものでなければならない。
2. 職務条件として、適切な報酬及び社会保障制度が提供されなければならない。
3. 地方選出議員の職と相容れないすべての職務及び活動は、法律によってのみ定められなければならない。

第7条 地方自治体の活動の監督

1. 地方自治体の監督手続きは、憲法又は法律のみに規定される。
2. 地方自治体の監督は、通常、合法性の確保のみを目的としなければならない。

第8条 地方自治体の財源

1. 地方自治体は、他のレベルの政府から区別された十分な自主財源を賦与されなければならず、その権限の範囲内において、その収入を自由に使用できなければならない。
2. 地方自治体への財源配分は、その職務に応じた合理的なものでなければならない。この財源は、公共サービスを中断させず、適切な財政計画を可能にするため、規則的かつ持続的なものでなければならない。すべての新たな事務の移譲には、その遂行に必要な財源が伴わなければならない。
3. 地方自治体の財源の相当な割合は、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は料金によらなければならない。
4. 地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当てを保証された税は、その責務に応じたものとなるよう、十分に一般性、伸張性及び弾力性を備えたものでなければならない。
5. 財政的に弱い地方自治体は、財政調整の制度を必要とする。
6. 地方自治体が、財源の再配分を定めるルールを決定する過程へ適切な方法により参加する権利は、特に認められなければならない。
7. 特定の事業やサービスの資金調達に充当されない包括的補助金の制度は、促進されなければならない。補助金の交付は、地方自治体が権限の範囲内で遂行する政策へのいかなる干渉も正当化するものではない。

第9条 地方自治体の連合組織

1. 地方自治体は、権限の行使に際し、共通の利益を擁護し促進するほか、構成団体に特定のサービスを提供するため、連合組織を形成する権能を有しなければならない。
2. 他のレベルの政府は、地方自治体に影響を及ぼす法律を可決するときは、地方自治体の連合組織に意見を求めなければならない。

第10条 國際的な連携

1. 地方自治体が連合する権利には、地方自治体の国際組織に加盟する権利を含む。
2. 地方自治体はまた、交流、協力及び国際理解の推進のため、他国の対等な地方自治体

と連携することができる。

第 11 条 地方自治体及びその自治の法的保護

地方自治体は、その自治を保障するため、また、地方自治体の任務を決定し利益を擁護する法律の遵守を保障するため、司法による救済に訴える権利を有しなければならない。

」

(地方六団体 地方分権推進本部「分権ネット」ホームページによる。下線は片木)

3 国連の世界地方自治憲章案

3.1 経緯

- 1985 年 欧州評議会、ヨーロッパ地方自治憲章 採択
IULA、第 27 回総会(リオ・デジヤネイロ)において**地方自治政府の原則に関する世界宣言**採択
- 1993 年 IULA、第 31 回総会(トロント)において**地方自治政府の原則に関する世界宣言**更新
- 1996 年 ハビタット(UNCHS、イスタンブール)に国連の会議としては初めて地方自治体が公式参加、**世界地方自治憲章**の制定を提唱
- 1997 年 ハビタットと世界都市・地方自治体調整機関 (WACLAC) が**世界地方自治憲章**制定に向けて協働することに合意
- 1998 年 地方自治世界憲章起草専門家委員会活動開始(ナイロビ)、ヨーロッパ地方自治憲章をもとに最初の草稿起草
- 1999 年 地域単位でのヒアリング開始 (アジアは 2000 年 3 月に韓国の清洲にて実施)
- 2000 年 6 月 ハビタット事務局から各国政府に対して憲章に関する意見照会
12 月 地方 6 団体が政府に対し意見提出
- 2001 年 6 月 世界地方自治憲章の制定推進については、米・中・途上国諸国等の反対により、結局国連特別総会において、「効果的な地方分権推進・地方公共団体の権限強化に関わる課題についての対話強化」という宣言にとどまった。

3.2 地方6団体からの政府に対する意見申請

「**世界地方自治憲章について（意見）**

現在、国際連合においては、世界地方自治憲章に関する協議が行われている。

その内容は、権限等の配分に当たっては地方自治体が優先されるべきこと、事務に見合った地方財源を確保すること等を基本とするものであり、我々がめざす地方分権の推進、地方自治の確立と軸を一にするものである。

このような動きが今や世界の潮流であることを踏まえ、国にあっては、その具体的な内容については、我々が追求する我が国の地方自治のあり方に即して適切に対処しつつ、明年6月の国際連合特別総会におけるこの憲章の決議に向けて積極的に取り組み、決議後は速やかに締結の手続きを進められるよう要請する。

平成12年12月22日

全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、
全国町村議会議長会 」

(地方六団体 地方分権推進本部「分権ネット」ホームページによる。)

4 ヨーロッパ地方自治憲章等の比較表

ヨーロッパ地方自治憲章	IULA 世界地方自治宣言	世界地方自治憲章案
第1条 (拘束)		第1条 (拘束)
第2条 [地方自治体の憲法および法律上の基礎]	第1条 地方自治の原則	第2条 地方自治の憲法的・法的根拠
第3条 [地方自治の概念]	第2条 地方自治の概念	第3条 地方自治の概念
第4条 [地方自治の範囲]	第3条 地方自治の範囲	第4条 地方自治の範囲
第5条 [地方自治体の境界の保護]	第4条 既存の地方自治体の保護	第5条 地方自治体の境界の保障
第6条 [地方自治体の事務のための適當な行政機構と職員]	第5条 地方自治体の適正な行政機構	第6条 地方自治体の適當な行政構造及び資源
第7条 [地方レベルにおける責任遂行の条件]	第6条 地方選出議員の勤務条件	第7条 地方レベルでの責務が行使される条件
第8条 [地方自治体の活動の行政監督]	第7条 地方自治体の活動の監督	第8条 地方公共団体の業務の監督
第9条 [地方自治体の財源]	第8条 地方自治体の財源	第9条 地方自治体の財源
第10条 [地方自治体の連合権]	第9条 地方自治体の連合組織	第10条 住民の参加とパートナーシップ
第11条 [地方自治の法的保護]	第10条 國際的な連携	第11条 地方自治体の連合
第12条 [義務]	第11条 地方自治体及びその自治の法的保護	第12条 國際協力
第13条 [意章の適用をうける地方自治体]		第13条 地方自治体の法的保護
第14条 [情報の提供]		第14条 義務
第15条 [署名、批准および発効]		第15条 憲章が適用される自治体
第16条 地域条項		第16条 情報の提供
第17条 破棄通告		第17条 監視
第18条 通告		第18条 署名及び批准
		第19条 発効
		第20条 地域条項
		第21条 廃棄通告
		第22条 通告
		第23条 認証謄本

5 補完性の原理 subsidiarity principle , Subsidiaritätsprinzip

補完性の原理は、キリスト教に由来する考え方で、公共の決定は、家族、コミュニティ等個人により近いレベルで優先して行われるべきだという原則である。「補完性の原理」は「ヨーロッパ地方自治憲章」で条文化され、国連の世界自治憲章案（第4条「地方自治の範囲」第1項）でも謳われている。「欧洲統合に際して、EUと各国政府の関係を整理するため、マーストリヒト条約に書き込まれたことから、注目を浴び、世界の社会構成原理としてグローバルスタンダードになろうとしているといわれる。わが国においても、地方自治の一つの原理と考えられるようになってきている。

・2002年6月、地方分権改革推進会議・中間報告

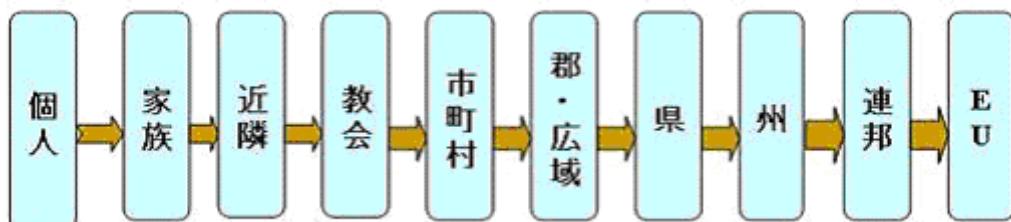
「事務事業を分担する場合には、まず基礎的な自治体を、ついで広域自治体を優先し、広域自治体も担うに適していない事務のみを国が担うべきである」

・第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」

「今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る『補完性の原則』の考え方に基づき、『基礎自治体優先の原則』をこれまで以上に実現していくことが必要である。」

・「地域主権戦略大綱」(2010.6.22)

「国と地方の役割分担に係る『補完性の原則』に基づき、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。」



・マーストリヒト条約第3b条（抜粋）

「共同体の専属的権能に属さない領域においては、共同体は、提案された活動の目的が加盟国によっては十分に達成されず、したがって、提案された活動の規模又は効果の点で、共同体による方がより良く達成される場合にのみ、そしてその限りで、補完性の原則に従い、活動する。」

In areas which do not fall within its exclusive competence, the Community shall take action, in accordance with **the principle of subsidiarity**, only if and in so far as the objectives of the proposed action cannot be sufficiently achieved by the Member States and can therefore, by reason of the scale or effects of the proposed action, be better achieved by the Community.

」

6 衆議院憲法調査会報告書（平成 17 年 4 月 15 日、抜粋）

第 3 章 憲法調査会における議論

第 1 節 あらまし

第 8 地方自治

1 地方自治の章に関する総括的な議論

地方自治の章については、その総括的な評価に関する議論が行われた。この点については、同章を積極的に評価する意見もあったが、その不備を指摘し、現行規定を充実させるべきであるとする意見が多く述べられた。主として地方自治の章の不備を指摘する立場からは、地方自治に関し憲法に規定すべき事項として、①国と地方公共団体の基本的な権限のあり方、②中央政府と地方政府が対等の立場に立つこと、③公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的に執行するといいういわゆる補完性の原則、④地方公共団体の課税自主権等が挙げられた。

2 地方分権の必要性及びその課題

地方分権の必要性については、①住民に身近な問題は地方自らが決定することによって民主主義が発展するのであり、民主主義の発展を図る上で必要であるとする意見、②中央による支配を排し、中央・地方の権力の分立を確立するために必要であるとする意見等が述べられた。

また、地方分権の課題については、①地方に権限及び財源を大幅に移し、国の役割を限定し、地方のことは地方が決めることとすべきであるとする意見、②地方分権の推進に伴い地方公共団体の財政力格差が顕著に表れ、国土全体の均衡ある発展や教育の機会均等に悪影響を及ぼすのではないかとする意見等が述べられた。

3 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関するものであった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであると

する意見が多く述べられた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、①市町村合併を推進して基礎的自治体に権限と税財源を移譲した後においては、国と基礎的自治体との中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な国の統治構造を作るべきであること、②国から地方への権限移譲の受け皿として道州制が必要であること、③適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事実上の主権を任せることによって、大胆な行政改革が可能となること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、地方公共団体の規模の拡大によって住民の声が反映されにくくなること、換言すれば住民自治の希薄化が懸念されること等を挙げている。

4 その他

その他、条例制定権、地方財政、市町村合併の推進、住民投票の制度化の是非、地方自治特別法等に関する議論が行われた。

7 参議院「日本国憲法に関する調査報告書」(平成 17 年 4 月、抜粋)

「具体的に憲法に新たな理念等の規定を盛り込むべきか否かについては意見が分かれ、

憲法に新たに地方自治の理念や原則を明記すべきとの意見

- ・ 党の新憲法起草小委員会の検討（平成 17 年）においては、住民自治と団体自治など、地方自治の理念と地方自治の本旨に関する規定を置き、国と地方の役割分担と相互協力の規定を設けるとしている（自由民主党）、
- ・ 党の論点整理（平成 16 年）は、道州制を含めた新しい地方自治の在り方について、自己決定権と自己責任の原則など、その基本的事項を明示すべきとの意見が出たとしている（自由民主党）、
- ・ 事務と財源の配分原則の憲法への明記を通じた自己決定と自己責任の原則の確立が、本来の地方自治の在り方ではないか、

との意見が出される一方、

現行憲法の規定を維持すべきとの意見

- ・ 地方自治が憲法上保障されたことは世界でも画期的。地方自治体の存在理由は地域住民の福祉の増進にあり、現憲法の地方自治を強化する上で何が大事かという議論を深めていくべき、
- ・ 地方自治について、憲法に更に細かなことを規定すべきとの意見もあるが、民主主義を基本として地方政治、住民自治を行うとの条項はそのまま維持すべき、

などの意見も出された。

」

8 全国知事会「日本国憲法改正草案要綱（案）」（平成 29 年 11 月 28 日）

第一 改正の趣旨

- 1 人口減少が進展する中で、国と地方との適切な役割分担に基づき、日常生活に関連を有する公共的事務に対して、地域の住民が、地方公共団体を通じて、自ら決定し、統治できる範囲の拡大を図ることにより、自立的で持続的な発展が可能となるように、日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）第 92 条に規定されている「地方自治の本旨」について明確化するとともに、地方自治に関する規定を具体化するように改める。
- 2 国政において、それぞれの地域が抱える課題に対して、国として解決に向けた適切な政策の立案、決定が効率的にできるように、国会を構成する第二院である「参議院」を、地方代表によって構成される院と位置付けるように改める。

第二憲法「前文」の中に、「地方自治」の充実と発展を宣言

- 1 国民自らが、地域の住民として、地方公共団体を通じて、自ら決定し、自立的な発展を遂げられるよう、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義・国際協調主義」の基本原則に加えて、「地方自治」の充実と発展を、国民共通の理念として位置付けるため、日本国憲法「前文」の中に宣言する。

（日本国憲法「前文」関係）

第三 地方自治の本旨の明確化

- 1 国と地方との適切な役割分担を踏まえ、住民の日常生活に関連を持つ公共的事務は、その地域における住民の手で、その住民の団体が主体となって処理する権能を有することを、日本国憲法が保障しているものであることを規定する。

（日本国憲法第 92 条関係）

第四地方公共団体の権限の具体化

- 1 国の立法権は、地方公共団体の「立法権」を尊重し、地方公共団体の権能及び国と地方との適切な役割分担を踏まえて行使されなければならない点について規定する。
- 2 地方公共団体の「財政権」が保障されることを規定するとともに、その具体的な内容として、地方公共団体における「固有財源の充実」「課税自主権の確立」について規定する。併せて、国から地方公共団体への「適切な財源配分」、地方公共団体の歳入・歳出への「検査機関の設置」について規定する。

（日本国憲法第 94 条関係）

第五 国と地方公共団体との関係

- 1 国は、地方自治に関する政策決定のために、地方公共団体の代表機関との協議の場

を設置することを規定するとともに、地方公共団体は、事後における司法的救済を求める権利を有することを規定する。

(日本国憲法第 95 条関係)

第六 参議院の地方代表としての位置付け

- 1 「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」との規定を改め、「衆議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する」ものとし、「参議院は、広域的な地方公共団体の区域ごとに」必ず議員が選挙されるものとする。

(日本国憲法第 43 条関係)

第七 その他

- 1 本改正に基づき、地方自治法をはじめとした関係法律については、所要の改正を行うものとする。

【出典：全国知事会 HP「活動 研究 資料> 全国知事会の活動> 委員会・プロジェクトチームなど> 研究会など> 憲法と地方自治研究会> 平成 28 年 11 月 28 日 憲法と地方自治研究会報告書について】（全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会 憲法と地方自治研究会）

1 (次回討論資料)

2 ペリクレスの葬送演説 (BC.431年、抜粋)

3

4 「われらの政体は他国の制度を追従
5 するものではない。ひとの理想を追う
6 のではなく、ひとをしてわが範を習わ
7 しめるものである。その名は、少数者
8 の独占を排し多数者の公平を守ること
9 を旨として、民主政治と呼ばれる。わ
10 が国においては、個人間に紛争が生ず
11 れば、法律の定めによってすべての人
12 に平等な発言が認められる。だが一個人
13 人が才能の秀でていることが世にわか
14 れば、無差別なる平等の理を排し世人
15 の認めるその人の能力に応じて、公け
16 の高い地位を授けられる。またたとえ
17 貧窮に身を起そうとも、ポリスに益を
18 なす力をもつ人ならば、貧しさゆえに
19 道をとざされることはない。われらはあくまでも自由に公けにつくす道をもち、また日々
20 互いに猜疑の眼を恐れることなく自由な生活を享受している。よし隣人が己れの楽しみを
21 求めても、これを怒ったり、あるいは害なしとはいえ不快を催すような冷視を浴せるこ
22 とはない。私の生活においてわれらは互いに制肘を加えることはしない、だが事公けに関
23 するときは、法を犯す振舞いを深く恥じおそれる。時の政治をあずかる者に従い、法を敬
24 い、とくに、侵された者を救う捷てと、万人に廉恥の心を呼びさます不文の捷とを、厚く
25 尊ぶことを忘れない。

26

27 「われらは質朴なる美を愛し、柔弱に墮することなき知を愛する。われらは富を行動の
28 礎とするが、いたずらに富を誇らない。また身の貧しさを認めることを恥とはしないが、
29 貧困を克服する努力を怠るのを深く恥じる。そして己れの家計同様に国の計にもよく心を
30 用い、己れの生業に熟達をはげむかたわら、国政の進むべき道に充分な判断をもつようによ
31 心得る。ただわれらのみは、公私両域の活動に関与せぬものを閑を楽しむ人とは言わず、
32 ただ無益な人間と見做す。そしてわれら市民自身、決議を求められれば判断を下しうるこ
33 とはもちろん、提議された問題を正しく理解することができる。理をわけた議論を行動の
34 好げとは考えず、行動にうつる前にことをわけて理解していないときこそかえって失敗を
35 招く、と考えているからだ。この点についてもわれらの態度は他者の慣習から隔絶してい
36 る。われらは打たんとする手を理詰めに考えぬいて行動に移るとき、もっとも果敢に行動



37 できる。しかるにわれら以外の人間は無知なるときに勇を鼓するが、理詰めにあうと勇気
38 をうしなう。だが一命を賭した真の勇者とは他ならず、真の恐れを知り真の喜びを知るゆ
39 えに、その理を立てて如何なる危険をもかえりみない者の称とすべきではないだろうか。

40 またわれらは、徳の心得においても、一般とは異なる考えをもつ。われらのいう徳とは人
41 から受けるものではなく、人に施すものであり、これによって友を得る。また施すものは、
42 うけた感謝を保ちたい情にむすばれ、相手への親切を欠かすまいするために、友誼は一
43 そう固くなる。これに反して他人に仰いだ恩を返す者は、積極性を欠く。相手を喜ばせる
44 ためではなく、義理の負目をはらうに過ぎない、と知っているからだ。こうしてただわれ
45 らのみが、利害得失の勘定にとらわれず、むしろ自由人たるの信念をもって結果を恐れず
46 に人を助ける。

47
48 「まとめて言えば、われらのポリス全体はギリシアが追うべき理想の顕現であり、われ
49 ら一人一人の市民は、人生の広い諸活動に通曉し、自由人の品位を持し、己れの知性の円
50 熟を期することができると思う。そしてこれがたんなるこの場の高言ではなく、事実をふ
51 まえた真実である証拠は、かくの如き人間の力によってわれらが築いたポリスの力が遺憾
52 なく示している。なぜならば、列強の中でただわれらのポリスのみが試練に直面して名声
53 を凌ぐ成果をかちえ、ただわれらのポリスに対してのみは敗退した敵すらも畏怖をつよく
54 して恨みをのこさず、従う属国も盟主の徳をみとめて非難をならさない。かくも偉大な証
55 績をもってわが国力を衆目に明らかにしたわれらは、今日の世界のみならず、遠き末世に
56 いたるまで世人の賞嘆のまととなるだろう。われらを称えるホメーロスは現れずともよい。
57 言葉の綾で耳を奪うが、真実の光のもとに虚像を暴露するがごとき詩人の助けを求めずと
58 もよい。われらは己の果敢さによって、すべての海、すべての陸に道をうちひらき、地上
59 のすみずみにいたるまで悲みと喜びを永久にとどめる記念の塚を残している。そしてかく
60 のごときわがポリスのために、その力が奪われてはならぬと、いま此處に眠りについた市
61 民らは雄々しくもかれらの義務を戦の場で果し、生涯を閉じた。あとに残されたものもみ
62 な、この國のため苦難をもすすんで堪えることこそ至当であろう。

63
64 (久保 正彰訳 『トゥーキュディース 戦史』(1966年、岩波文庫)による。下線は
65 片木)

66
67 ペリクレス [希] Periklēs [羅・英] Pericles
68
69 [独] Perikles [仏] Pericles 前495頃—29。古代ギリシア(アテナイ)の最大の政治家。
70 民主派の政治家クサンティッポス*と民主的改革家クレイステネス*の姪アガリスト
71 (Agariste)との間に生れ、名門の出であるが民主主義をとり、哲人アナクサゴラス*の感化
72 を受けた。キモンを攻撃して名声をあげ(前463)、彼の出征中にエフィアルテスと共に保

73 守派の牙城であるアレオパゴス会議の実権を奪って評議会と民衆裁判所に移し(462), 最高
74 官アルコンの被選挙権を第三身分農民級にも開放(457)。また役人選出に抽錢を重んじ, 役
75 人, 陪審者への日当の給与開始, 市民への観劇の入場料支給など民主政の徹底に努めた.
76 デロス同盟の資金をアテナイに移し(454), 海軍力の発展を図った。ペルシアおよびスバル
77 タに対する両面抗戦の不可能を察してペルシアと和し(448), スバルタとも和した(446)。
78 政敵トウキュディデス*の追放(443)後は, 連年将軍に選ばれ, よく民衆を率いたので, 名
79 は民主政だが実は一人の支配と言われた。〈パルテノン〉(447 着工)その他の建築を以てア
80 クロポリスを飾ったほか, 文芸, 美術を奨め, 古典古代文化の最盛期である〈ペリクレス
81 時代〉を生んだ。南イタリアのツリオイに植民(443)をはじめサモス島の反乱鎮定(440)な
82 ど対外的にも活躍したが, ギリシアに平和と秩序をもたらすための汎ヘラス会議の企ては,
83 スバルタの反対で失敗した。晩年にはその重用したフェイディアス*や愛妾アスパシア*に
84 対する世人の非難を受けその地位が動搖したが, よく市民を説得してアテナイ市の籠城策
85 をとり(431), スバルタとの戦を開始した。アッティカを放棄し, 専ら海軍力によりペロポ
86 ヌソス半島の弱点を衝く策は彼の軍略家としての才能を示すが, その実を結んだのは彼
87 の歿後である。疫病(430 来)のため 2 人の嫡子を失ったのち歿。彼は雄弁において当代第
88 一流であったが, また人格の廉直を以て知られ, 民衆をよく把えて民主政を衆愚政に陥ら
89 せなかつたのは, 彼の最も偉大な点であった。

90 (『岩波 西洋人名辞典 増補版』、1986 年第 5 刷による。)

91

92 (写真は、アテネ市内のペリクレス像。2008 年夏、片木撮影)